

『C-Book 商法 I 3版 補訂版』
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2012年11月8日現在

ページ	場所	誤	正
278	下から 11 行目	前提とする権利 (提案権・303 等)、 責任追及等の訴え (847) も行使でき ない。	前提とする権利 (提案権・303 等) も行使できない。
830	左段下から 5 行目	321	319
314	10 行目	議案提案権	議案提出権
20	下から 8 行目	会社債権者は、会 社財産が定款所定 の目的のために会 社財産が…	会社債権者は、 定 款所定の目的のた めに会社財産が…
142	図表「主観的取消原因」の「具体例」	社員の制限無能力	社員の制限 行為能 力
200	下から 14 行目	非訴訟事件手続法	非訟事件手続法
235	図表下の文章下から 5 行目	自己株式のこの効 果	自己株式 に この効 果
246	「問題の所在」3 行目	あるかどうか	ある か どうか
267	10 行目	自己株式の処分す る	自己株式 を 処分す る
290	下から 3 行目	「会計監査人設置 会社」とされる	「大会社」と され る
319	3 行目	株主数に比例	株式 数 に比例
331	3 (3)	取締役等が説明業 務の	取締役等が説明義 務の
332	下から 4 行目	総会検査役を選任 する	総会検査役の選任 の申立てをする

378	下から 2 行目	されただけで失効しない	されただけでは失効しない
443	【責任の免除額の上限】の下から 3 行目	…を限とし	…を限度とし
453	欄外「裁判例」の下から 6 行目	会社の会社の業務	会社の業務
585	下から 3 行目	その他法務省令 (規 162)	その他法務省令 (規 99)
631	欄外 one point 1 行目	事業計画書	事業報告
681	3 行目	以下の (1) ~ (3) の	以下の (1) ~ (4) の
697	下から 12 行目	新設分割契約の	新設分割 計画 の
483	4 行目	監査人を	監査 役 を
673	下から 4 行目	通知 (783V・VI)	通知・公告
812	上の論証カードの題名	追求し得る	追及 し得る
813	下の論証カード 4 行目	名目取締役であることを理由として職務を負わない	名目取締役であることを理由として 責任 を負わない
70	21 行目	計規 108I (1)	計規 76I (1)
75	22 行目	計規 74I (1)	計規 43I 本文 かっこ書き
439	右列 One Point1 つ目 3 行目	計規 163	計規 135
507	下から 2 行目	計規 154	計規 126
508	1 行目	計規 155 (2)、156II (2)、157I (2)	計規 127(2)、128II (2)、129I (2)
510	右列レツ下から 12 行目	計規 163 (2)	計規 135 (2)
518	下から 8 行目	(2) ~ 報告義務	(2) ~ 説明義務
572	右列 One Point1 つ目 5 行目	計規 40I (1)	計規 17I (1)
593	図表内共通点 (8)	(8) 贈賄罪 (968I (1)、(3) III)	(8) 贈賄罪 (968I (1) (3)、III)
600	19 行目	238II、III、~	238II、~ (IIIを削除)

601	五 1 新株予約権付社債の譲渡の文章全文（右に差替え）	新株予約権付社債を譲渡するには新株予約権と同様に意思表示のみであることができるが、証券発行新株予約権付社債を譲渡するためには、新株予約権付社債券（記名式又は無記名式を問わない）を交付しなければ効力を生じない（255II）。ただし、自己新株予約権付社債（株式会社が有する自己の新株予約権付社債）の処分による自己新株予約権付社債に付された新株予約権の譲渡については、交付は不要である（255II ただし書）。社債券が発行されない場合には、意思表示により譲渡の効力が生じ、新株予約権原簿・社債原簿の名義書換が会社その他の第三者に対する対抗要件になる。社債券が発行されない場合及び記名式社債の社債券が発行される場合には、譲渡制限が可能であり、その譲渡による取得の会社による承認等の手続きは、譲渡制限新株予約権と同じである。	
609	14 行目	計規 48II 参照	計規 25II 参照
610	下から 7 行目	計規 179	計規 15I
610	下から 7 行目	計規 108	計規 76
611	3 行目	計規 49I	計規 26I
611	6 行目	計規 179	計規 15I
611	7 行目	計規 198V (2)	計規 76V (2)
611	22 行目	計規 45II	計規 22II
611	24 行目	(計規 61I (4)、66I (4))	削除
ページ	場所	誤	正
611	26 行目	計規 51I	削除
611	29 行目	計規 108IV (1)	計規 76IV (1)
611	29 行目～30 行目	計規 108V (1)	計規 76V (1)

619	3 行目	計規 183	計規 155
619	17 行目	計規 184	計規 156
619	21 行目	計規 185	計規 157
619	22 行目	計規 186	計規 158
623	下から 9 行目	計規 181	計規 153
626	19 行目	計規 187	計規 159
626	20 行目	計規 188	計規 160
626	21 行目	計規 189	計規 161
631	12 行目	計規 91I	計規 59I
631	16 行目	計規 91I	計規 59I
631	19 行目	計規 105I	計規 73I
631	23 行目	計規 119I	計規 88I
631	30 行目	計規 127II	計規 96II
631	35 行目	計規 129	計規 98I (5)
632	2 行目	計規 145	計規 117
632	3 行目	付属明細書	附属明細書
632	上部図表内	計規 91I	計規 59I
632	上部図表内	付属明細書	附属明細書
633	◆ここが変わった！会社法◆最下段	計規 91I	計規 59I
634	1 行目～2 行目	計規 163	計規 135
634	8 行目～9 行目	計規 163 (5)	計規 135 (5)
634	※2 最終行	計規 163	計規 135
634	下から 10 行目	計規 164	計規 136～143
635	最終行文末に加える	(計規 147)	
673	下から 4 行目 (5) の表題	～通知…	～通知・公告…
694	1 行目	営業	事業
704	3 行目 3 の表題	吸収分割契約～	株式交換契約・株式移転計画～
704	6 行目文末に加える	309II (12)	
713	13 行目 (2 箇所)	営業	事業
740	17 行目	必要があり、	必要がある (615、計規 4)。

740	20 行目	(615、計規 4、617、 計規 102、103)	(617、計規 71)
740	下から 6 行目	(計規 53 参照)	(計規 30 参照)
745	下から 15 行目	～、計規 191)	～、計規 163)
748	下から 9 行目	～、計規 191)	～、計規 163)